

井の口川水面利用検討会設立趣意書

近年の気候変動により、全国では毎年のように甚大な水災害が発生している。井の口川流域においても、昭和28年の台風13号や昭和40年の台風24号豪雨など、本川および支川で河川水の氾濫による宅地や農地の浸水被害が生じており、現在、県および敦賀市において被害の防止に向けた治水対策を進めているところである。

一方、下流部では船舶による水面利用が行われているほか、河岸に親水空間が設置されるなど、地域の憩いの場としても機能している。

近年は、マリンレジャーの普及に伴いプレジャーボート利用者が増加しており、河口部がこれら船舶の停泊場所としても利用されている。県では平成12年度に敦賀港井の口地区小型船舶係留場を整備し、利用者の利便性向上に取り組んでいるが、河道内には常時50隻以上の不法係留船や800箇所以上の不法工作物が確認されている。

これらの不法係留船や工作物等は河川氾濫時の被害拡大や、河川利用者の安全を阻害する恐れがあるほか、下流部の河川改修事業や様々な地域活動にも支障を及ぼすことから、小型船係留のニーズや地域の実情を踏まえながら不法係留行為の解消を検討していく必要がある。

この状況を踏まえ、本検討会は、井の口川の不法係留対策や恒久的施設のあり方等について、地域の関係者がそれぞれの専門的見地から幅広い意見交換を行い、対応方針を定める場として設立するものである。

井の口川水面利用検討会規約

(名称)

第1条 本会は、井の口川水面利用検討会（以下「検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討会は、井の口川河口域におけるプレジャーボート等の不法係留状態の解消に向けて、係留施設のあり方や河川利用上のルールおよび普及啓発等に関する検討を進め、自然災害による被害の軽減、河川利用の適正化および周辺地域の生活環境等の保全を図ることを目的とする。

(活動内容)

第3条 検討会は、前条の目的を達成するため、次の事項について、関係者間の調整、調査研究、検討等の活動を行う。

- (1) 河川改修に伴う不法係留船の一時的な扱いに関する事項
- (2) 井の口川の係留施設のあり方に関する事項
- (3) 不法係留防止に向けた啓発に関する事項
- (4) その他検討会の目的達成のため必要な事項

(構成)

第4条 検討会は、下記の者をもって構成する。

- (1) 国土交通省関係者
- (2) 県関係者
- (3) 敦賀市関係者
- (4) その他検討会が必要と認めた者

(役員)

第5条 検討会に、下記の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 理事 若干名
- 2 会長は福井県土木部長をもってこれに充てる。
3 理事は前条の構成する者をもって会長が指名する。

(分担)

第6条 会長は検討会を代表し、会務を掌握する。

2 理事は会務を審議する。

(任期)

第7条 会長および理事の任期は、所属機関に在籍する期間とし、籍を失った時は後任者が引き継ぐ。

(検討会)

- 第8条 検討会は、会長が必要と認めたときに招集する。
- 2 検討会の議長は会長がこれに当たる
 - 3 検討会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

- 第9条 会長は、検討会を円滑に運営するため、検討会で協議する事項について調査、検討を行い、具体的な施策等について調整を図る幹事会を置くことができる。
- 2 幹事は、第4条の構成する者をもって会長が指名する。
 - 3 幹事長は、前項の構成する者をもって会長が指名する。
 - 4 幹事長は、幹事会を司る。
 - 5 幹事長および幹事の任期は第7条を準用する。
 - 6 幹事会は、次の事項を協議する。
 - (1) 検討会に付すべき事項に関すること。
 - (2) 検討会において議決した事項の運営に関すること。
 - (3) その他、会長が必要と認めた事項に関すること。
 - 7 幹事長は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができるものとする。
 - 8 幹事長は、幹事会の経過および結果を会長に報告するものとする。

(事務局)

- 第10条 検討会の事務局は、福井県土木部河川課と港湾空港課に置く。

(その他)

- 第11条 本規約に定めるもののほか、本会運営上必要な事項は検討会で決する。

附 則

(施行期日)

この規約は令和4年3月17日から施行する。

井の口川水面利用検討会 理事名簿

令和6年7月1日現在

役職	所 属	役 職	氏 名	備考
会長	福井県土木部	部長	田中 克直	
理事	国土交通省北陸地方整備局敦賀港湾事務所	所長	坂井 啓一	
理事	海上保安庁敦賀海上保安部	部長	真崎 和彦	
理事	福井県嶺南振興局	局長	児玉 康英	
理事	福井県警察敦賀警察署	署長	谷口 敏英	
理事	敦賀市	副市長	堤 宗和	

事務局	福井県土木部河川課	課長	高橋 義治	
事務局	福井県土木部港湾空港課	課長	鳥山 公裕	

井の口川水面利用検討会 幹事名簿

令和6年7月1日現在

役職	所 属	役 職	氏 名	備考
幹事長	福井県嶺南振興局敦賀土木事務所	所長	久野 茂嗣	
幹事	国土交通省北陸地方整備局敦賀港湾事務所	総務課総務係	山岸 輝義	
幹事	海上保安庁敦賀海上保安部交通課	課長	竹内 正一	
幹事	海上保安庁敦賀海上保安部警備救難課	課長	松本 正任	
幹事	福井県土木部河川課	課長	高橋 義治	
幹事	福井県土木部港湾空港課	課長	鳥山 公裕	
幹事	福井県嶺南振興局二州企画振興室	室長	松井 秀幸	
幹事	福井県嶺南振興局敦賀港湾事務所	所長	西川 秀和	
幹事	福井県警察敦賀警察署生活安全課	課長	宇都宮 利一	
幹事	敦賀市産業経済部商工貿易振興課	課長	團田 敦史	
幹事	敦賀市観光部観光交流課	課長	橋本 大樹	
幹事	敦賀市建設部道路河川課	課長	森下 正則	